

あおもり栄養ケア・ステーション運営規定

(目的)

1. 疾病の一次予防・栄養状態の改善の観点から、専門的に個人あるいは集団を対象とし、適切な栄養・食生活指導また相談事業を行い、県民の栄養改善、健康づくりの推進を図るため、管理栄養士・栄養士の業務・活動をアピールし、社会的な地位・身分の向上を図ることを目的とする。なお、この規定はあおもり栄養ケア・ステーション（以下「栄養ケア・ステーション」という）の運営に必要な事項を定める。

(事業)

2. 栄養ケア・ステーションでは、次の事業を行う。
 - (1) 県民からの栄養相談の対応（電話およびホームページ）
 - (2) 管理栄養士・栄養士の請負・紹介
 - (3) 活動メンバーの募集登録・支援などに関すること
 - (4) 活動メンバーのためのスキルアップ研修会の開催

(運営委員会の設置)

3. 栄養ケア・ステーションの事業を円滑に運営するために、(公社)青森県栄養士会に運営委員会を設置する。
4. 栄養ケア・ステーションの運営委員会の構成員は、栄養ケア・ステーション担当理事とコーディネーターとする。
5. 運営委員会には委員長をおき、委員長は委員の互選で定める。
6. 運営委員会は委員長が召集し、会議の議長になる。
7. 運営委員会では次の事項について協議する。
 - (1) 管理・運営
 - (2) 事業計画並びに事業実績の承認
 - (3) その他必要と認められること

(登録)

8. 登録を希望する者は、下記を満たすものとする。
 - (1) (公社)青森県栄養士会会員であること。
 - (2) 生涯教育研修会等を年3単位以上受講し、常に自己研鑽の意識を持ち、栄養指導等の対象者の健康やQOLの向上を支援する姿勢を持つ者。
 - (3) 登録申込書を提出した者。

(名簿の作成)

9. 栄養ケア・ステーションは、業務を円滑に行う為に登録活動メンバーの名簿を作成する。但し、名簿の他への流用は無い。

(事務局)

10. 栄養ケア・ステーションの事務局を（公社）青森県栄養士会に置く。

附則

この規定は、平成19年6月2日から施行する。

一部変更	平成20年	4月	1日
一部変更	平成20年	11月	22日
一部変更	平成21年	8月	25日
一部変更	平成22年	3月	1日
一部変更	平成23年	2月	19日
一部変更	平成24年	4月	1日